

## 糸魚川市農林水産課公告第4号

### 糸魚川市農業振興地域整備計画の変更について(公告)

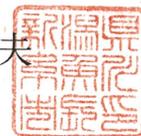
糸魚川市農業振興地域整備計画を変更したいので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項の規定において準用する第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案と変更の理由を次により縦覧に供します。

当市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について令和8年3月30日までに市に意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができます。

令和8年2月27日

糸魚川市長 久保田 郁夫



#### 1 縦覧場所

糸魚川市役所3階 産業部農林水産課 糸魚川市一の宮1丁目2番5号

#### 2 縦覧期間

自 令和8年2月27日

至 令和8年3月30日

#### 3 意見書の提出、異議の申出

意見書の提出、異議の申出に当たっては、農業振興地域整備計画の変更案と変更の理由の縦覧場所に備え付けの「糸魚川市農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の提出について」、「糸魚川市農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に対する異議の申出について」によること。